

# 職業訓練修了者の社会復帰後の成行き調査に関する研究

矯正協会附属中央研究所 保木 正和  
 増田 哲三  
 工藤 弘人  
 廣橋 秀山  
 横浜少年鑑別所 浅野 千晶\*

キーワード：職業訓練，成行き，資格取得，受刑者，社会復帰，再犯率，保護観察，仮釈放

## I はじめに

行刑施設における職業訓練は、受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を習得、又は向上させることを通して、釈放後の就職を有利にさせるとともに、就職後も習得した技能を有効に活用し、職業生活の安定を図ることを目的としている。職業訓練の効果を実証するためには、受刑者の釈放後の生活状況や再犯率等を調査する方法が考えられるが、職業訓練修了者に関する過去の研究を見ると、全体的な調査は水上ら（1994）による研究のみで、あとは施設単位で行われているに過ぎない。これは、刑務所出所者のプライバシーの保護という問題に加えて、藤原ら（1993）の指摘するように、再犯促進要因又は抑止要因として関連があると思われる各種要因を網羅することの困難性が挙げられるだろう。

しかし、細木ら（2001）による暴力団組織関係者の保護観察付執行猶予者に関する成行き調査の中で、その予後を予測するに際して、成行きの良い場合（保護観察期間満了又は公判請求なし）、成行きの悪い場合（保護観察取消し又は公判請求あり）のいずれにおいても、職業生活の有無が最も重要な要因で

あることを指摘している。受刑者においても、その出所後の生活が安定し、再犯に至らないためには、就職ができるか否かも大きな要因と考えられる。そのような意味で、行刑施設における職業訓練の効果の検証を行うことは必要である。

なお、現在のわが国は、失業率の上昇等非常に厳しい経済状況にあり、刑務所出所者が安定した就職を実現するには、さらに困難な状態にあるといえる。それらも考慮すると、受刑者に対して職業に必要な知識・技能を習得（向上）させることが重要であり、さらなる職業訓練の充実が望まれる。

こうした状況を踏まえて、本研究は、刑務所出所者のプライバシーに十分配慮しつつ、地域差等の影響を受けないよう全国規模の調査を行い、職業訓練の効果、問題点を明らかにすることを目的として企画したものである。

## II 目的

職業訓練修了者の釈放後の就職状況、再犯の有無等、社会復帰後の成行き調査を行うことにより、職業訓練の効果、問題点を明らか

\*前矯正協会附属中央研究所

にし、今後の職業訓練の施策指針を得ることを目的とする。

### Ⅲ 方法

#### 1 調査対象

平成11・12年度に全国の総合職業訓練実施庁で職業訓練を修了し、平成13年12月末までに仮釈放となった者が対象である。

各総合職業訓練施設から上記に該当する者として選定された1,222名について、職業訓練修了後に環送された元施設に対して、調査票を付して仮釈等の状況についての調査を依頼した。その調査により、対象者となった者は710名であり、この710名について、法務省矯正局から帰住地を管轄する保護観察所に調査票を送付して調査を依頼した（1,222名のうち400名は在所中、死亡、海外への強制送還のいずれかであり、112名は再入である。）。

なお、今回の調査対象者を全国の総合職業訓練実施庁での職業訓練修了者に限定し、調査した理由は、以下のとおりである。

ひとつには、行刑施設で行っているすべての職業訓練修了者を対象にすると膨大なものとなり、さらに重複して訓練を受けている者も多いため、それらを確定してひとつのデータとして取りまとめることは非常に煩雑なものになること。

二つ目には、訓練期間が3ヶ月未満の非常に短期の訓練を含むこととした場合は、職業訓練の本来の効果を知るためには適当な方法ではないと考えられること。

三つ目として、全国の総合職業訓練実施庁での職業訓練修了者に限定しても、これらの施設では全国の行刑施設から職業訓練受講者を受け入れているため、その結果にさほど地域差による影響を受けることはないと考えられること。

#### 2 調査時期

- (1) 総合職業訓練施設に対する調査  
平成14年7月～8月
- (2) 移送元施設に対する調査  
平成14年9月～11月
- (3) 保護観察所に対する調査  
平成14年12月～平成15年2月

#### 3 調査内容

- (1) 総合職業訓練施設に対する調査  
(資料1)

##### ア 属性調査

- ① 入所度数
- ② 学歴
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 移送元施設
- ⑥ 元施設環送年月日

##### イ 職業に関する調査

- ① 職業訓練種目
- ② 訓練期間
- ③ 入所前の職業
- ④ 出所後の希望職業
- ⑤ 当該職業訓練によって取得した免許・資格
- (2) 移送元施設に対する調査 (資料2)

##### ア 属性調査

- ① 年齢
- ② 罪名
- ③ 刑期
- ④ 刑期終了日
- ⑤ 入所度数
- ⑥ 少年院歴の有無
- ⑦ 釈放時年齢
- ⑧ 最終学歴
- ⑨ 知能指数
- ⑩ 収容分類級
- ⑪ 仮釈放年月日
- ⑫ 仮釈放施設名
- ⑬ 帰住先

- ⑭ 帰住先保護観察所
- イ 職業に関する調査
  - ① 少年院における職業訓練受講の有無
  - ② 行刑施設における職業訓練受講の有無
  - ③ 職業訓練によって取得した免許・資格
  - ④ 入所前の職歴

(3) 保護観察所へ依頼した調査（資料3）

保護観察中における就職状況を中心とし、就職した職業が職業訓練と関連のある職種であったか、職業訓練が就職に有効であったかなどについて調査を行った。

なお、就職した職業についての調査は、3回目までの就職について行い、2度以上転職した者については、調査日現在就職している場合はその職業に関して、無職の場合は就職しなかった理由を、それぞれ調査した。

また、ごく短期間の就職（例えば、数日で退職した職業）を調査対象として扱うのは適当ではないので、一ヶ月未満の在職は就職をしたこととは見なさないこととした。

保護観察所からは記録のみによる調査回答の送付を受け、保護司、調査対象者、勤務先事業所等に対する照会は行っていない。これは、調査対象者のプライバシーを保護する観

点から、現在の生活状況等に影響を与えることのないよう配慮したためである。

調査日は、平成14年10月1日とし、それ以前に保護観察が満了した場合は終結日を、所在不明の場合には、対象者の状況を把握していた最終日を、身柄拘束等があった場合には身柄拘束直前の日を、それぞれ調査日とした。

IV 結果

1 職業訓練の状況

(1) 訓練種目と人員

調査対象者の訓練種目別人員は、表1のとおりである。複数の訓練種目を修了している者が25名おり、その数も含まれている。

なお、平成11年度、12年度に職業訓練を修了しても、訓練修了者が仮釈放されなかった場合は、本調査の対象者にはなっていない。

したがって、本調査の対象となった職業訓練は26種目、調査人員は660名である。

(2) 訓練期間

訓練期間は最短5ヶ月（情報処理、ボイラー）から最長24ヶ月（理容）まで6種類あ

表1 訓練種目別人員（複数回答を含む。）

種目	人員	構成比(%)	種目	人員	構成比(%)
機械	18	2.6	電気工事	71	10.4
金属造形	7	1.0	塗装	22	3.2
クリーニング	60	8.8	配管	16	2.3
建築	27	3.9	板金	20	2.9
建築塗装	10	1.5	表具	8	1.2
左官	44	6.4	ボイラー	26	3.8
自動車整備	26	3.8	無線通信	9	1.3
情報処理	126	18.4	木材工芸	6	0.9
数値制御機械	30	4.4	木造建築	14	2.0
製版印刷	24	3.5	木工	14	2.0
船舶職員	6	0.9	溶接	26	3.8
造園	14	2.0	理容	29	4.2
総合営繕	10	1.5			
畳	22	3.2	計	685	100.0

注) 複数の訓練種目を修了している者25名を含む。

り、同一訓練種目でも、訓練期間が同一とは限らない。12ヶ月以上の訓練を受けた者は、全体の59.4%である(表2)。

### (3) 取得資格

職業訓練を受講したことによって、何らかの公的資格を取得した者は、延べ545名となっている。

資格別人員では、溶接に関する資格が全体の19.8%で多く、次いで電気工事士11.7%、危険物取扱者8.8%、クリーニング士7.7%となっている(表3)。

訓練種目別に資格取得の状況を見ると、自動車整備、総合営繕及び溶接の3種目では、全員が何らかの資格を取得し、9割以上の者が資格を取得している種目が造園など5種目ある(表4)。

一方、全く資格取得のない種目は、機械、

表2 訓練期間別人員

訓練期間	人員	構成比(%)
5月	51	7.7
6月	171	25.9
7月	18	2.7
11月	28	4.2
12月	363	55.0
24月	29	4.4
計	660	100.0

建築塗装、木材工芸の3種目である。

## 2 項目別に見た職業訓練修了者の特徴

### (1) 属性調査

#### ア 刑期

調査対象者の刑期は、5年未満(3年以上5年未満)が最も多くを占め、次いで3年未満(2年以上3年未満)、2年未満(1年以上2年未満)となっている(表5-1)。

集計の区分がやや異なるため、正確な比較はできないが、受刑者全体(禁錮受刑者は除く)の刑期(2年以下、3年以下、1年以下の順)と比較すると、調査対象者の刑期が全体に長いことが認められる(表5-2)。

#### イ 釈放時年齢

調査対象者の釈放時年齢を見ると、最も多いのは26歳未満の39.6%であり、30歳未満の者が調査対象者の約7割を占めている(表6)。

#### ウ 入所度数

入所度数別の人員は、表7のとおりであり、初入が調査対象者の96.8%を占めている。受刑者全体の初入者の割合は45.4%であるので、調査対象者は初入者が極めて多い。

#### エ 学歴別人員

調査対象者の学歴別人員は、表8のとおり

表3 取得資格別人員

資格名	人員	構成比(%)	資格名	人員	構成比(%)
溶接	108	19.8	海技従事者	6	1.1
ボイラー	26	4.8	塗装技能士補	10	1.8
情報処理	35	6.4	消防設備士	7	1.3
電気工事士	64	11.7	危険物取扱者	48	8.8
左官技能	27	5.0	金属造形	4	0.7
造園技能	14	2.6	玉掛け	14	2.6
自動車整備士	26	4.8	小型クレーン	14	2.6
建築大工	29	5.3	ワープロ	8	1.5
クリーニング士	42	7.7	簿記	19	3.5
木工技能士補	7	1.3			
理容師	28	5.1			
無線	9	1.7			
			計	545	100.0
			(取得資格なし)	234	

注) 取得資格が複数の場合も含む。

表4 種目別の主な取得資格の取得者数

種目	対象人員	種目	取得人員	取得率(%)
クリーニング	60	クリーニング士	42	70.0
建築	27	建築大工	24	88.9
左官	44	左官技能	14	31.8
自動車整備	26	自動車整備	26	100.0
		危険物取扱者	11	42.3
		溶接	10	38.5
情報処理	126	情報処理	34	27.0
		簿記	19	15.1
数値制御機械	30	溶接	17	56.7
		造園技能	13	92.9
		玉掛	13	92.9
造園	14	小型クレーン	13	92.9
総合営繕	10	溶接	10	100.0
電気工事	71	電気工事士	59	83.1
塗装	22	左官技能	10	45.5
		塗装技術士補	10	45.5
配管	16	溶接	15	93.8
板金	20	溶接	18	90.0
ボイラー	26	ボイラー	25	96.2
		危険物取扱者	12	46.2
溶接	26	溶接	26	100.0
理容	29	理容師	28	96.6

注1) 取得人員が10名以上のものを掲載している。

注2) 複数取得者も含む。

表5-1 刑期別人員(調査対象者)

刑期	人員	構成比(%)
2年未満	47	7.1
3年未満	250	37.9
5年未満	317	48.0
8年未満	41	6.2
10年未満	4	0.6
15年未満	1	0.2
計	660	100.0

である。調査対象者の方が、受刑者全体より高い学歴を有する者の比率が高い。

#### オ 知能程度

学歴別人員と同様、調査対象者は高い資質を示し、特に、いわゆる普通域(IQ 90~109)では、受刑者全体と大きな違いがある(表9)。

表5-2 刑期別人員(受刑者全体)

刑期	人員	構成比(%)
3月以下	649	2.7
6月以下	1,177	4.8
1年以下	4,085	16.8
2年以下	9,696	39.9
3年以下	4,778	19.7
5年以下	2,754	11.3
7年以下	618	2.5
10年以上	536	2.2
計	24,293	100.0

注)「受刑者全体」とは、平成11年の新入受刑者中、禁固受刑者を除いた者という意味である。

#### カ 収容分類級

調査対象者の収容分類級別人員は表10のとおりで、A系列632名(95.8%)、B系列28名(4.2%)であって、調査対象者のほとんどがA系列である。

表6 釈放時年齢

年齢	人員	構成比(%)
26歳未満	261	39.6
30歳未満	194	29.4
40歳未満	131	19.9
50歳未満	47	7.1
60歳未満	25	3.8
60歳以上	1	0.2
計	659	100.0
欠損	1	

表7 入所度数

入所度数	調査対象者		受刑者全体	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
初入	638	96.8	11,113	45.4
2入	10	1.5	3,744	15.3
3～5入	8	1.2	5,402	22.1
6入以上	3	0.5	4,237	17.3
計	659	100.0	24,496	100.0
欠損	1			

注)「受刑者全体」とは、平成11年の新入受刑者中、禁固受刑者を除いた者という意味である。

表8 学歴別人員

	調査対象者		受刑者全体	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
中卒	194	29.4	12,334	50.4
高中退	228	34.5	5,251	21.4
高卒	184	27.9	4,684	19.1
大中退	26	3.9	528	2.2
大卒	20	3.0	684	2.8
その他	8	1.2	1,015	4.1
計	660	100.0	24,496	100.0

注)「受刑者全体」とは、平成11年の新入受刑者中、禁固受刑者を除いた者という意味である。

表9 知能程度

知能指数(IQ)	調査対象者		受刑者全体	
	人員	構成比(%)	人員	構成比(%)
～59	2	0.3	2,745	12.0
60～89	324	49.8	14,516	63.3
90～109	313	48.1	5,427	23.7
110～	12	1.8	250	1.1
計	651	100.0	22,938	100.0
欠損	9		1,558	

注)「受刑者全体」とは、平成11年の新入受刑者中、禁固受刑者を除いた者という意味である。

表10 収容分類級

	人員	構成比(%)
A	294	44.5
B	24	3.6
LA	2	0.3
YA	336	50.9
YB	4	0.6
計	660	100.0

### キ 少年院歴等

調査対象者の「少年院歴の有無」と「少年院における職業訓練受講の有無」についても調査したが、ほとんどの対象者が「不詳」であり、有効なデータが得られなかったため、分析の対象からは外した。

### (2) 就職の概況

#### ア 調査日現在の就職の状況

調査日現在の就職状況は、次のとおりである。

- (ア) 最初の職業（以下「初職」という。）を調査日まで継続した者は402名である。
- (イ) 一度転職し、二回目の職業（以下「再職」という。）を調査日まで継続した者は128名である。
- (ウ) 二度転職し、三回目の職業（以下「三職」という。）を調査日まで継続した者は37名である。
- (エ) 一度も就職しなかった者は40名である。
- (オ) 初職を退職後、再び就職しなかった者は39名である。
- (カ) 再職を退職後再び就職しなかった者は10名である。
- (キ) 二度以上転職したが、調査日現在無職であった者は3名である。

以上の(ア)から(ウ)までの合計567名が調査日に在職しており、(エ)から(キ)までの合計92名が調査日現在無職であったということになる。

以上を就職率でいうと、初職の就職率は

表11 調査日現在の就職状況

就職状況	度数	構成比(%)	内訳	度数	構成比(%)
有職	567	85.9	初職継続	402	60.9
			再職継続	128	19.4
			三職継続	37	5.6
無職	92	13.9	初職後無職	39	5.9
			再職後無職	10	1.5
			三職後無職	3	0.5
			不就職	40	6.1
不詳	1	0.2			
計	660	100.0			

表12 初職斡旋者と就職までの期間

	親族	知人	以前の職場に復帰	協力雇用主	職安	求人広告	保護司	その他	不詳	計	
全体	度数	173	93	53	13	70	79	11	23	100	615
	%	28.1	15.1	8.6	2.1	11.4	12.8	1.8	3.7	16.3	100.0
0.5月以内	度数	126	35	33	8	15	17	4	17	32	287
	%	43.9	12.2	11.5	2.8	5.2	5.9	1.4	5.9	11.1	100.0
1月以内	度数	22	26	7	3	22	26	5	3	25	139
	%	15.8	18.7	5.0	2.2	15.8	18.7	3.6	2.2	18.0	100.0
2月以内	度数	15	11	8	1	16	20	1	2	20	94
	%	16.0	11.7	8.5	1.1	17.0	21.3	1.1	2.1	21.3	100.0
3月以内	度数	4	13	4	1	11	6			10	49
	%	8.2	26.5	8.2	2.0	22.4	12.2			20.4	100.0
3月超	度数	6	8	1		6	10	1	1	12	45
	%	13.3	17.8	2.2		13.3	22.2	2.2	2.2	26.7	100.0
不明	度数									1	1
	%									100.0	100.0
欠損											4

93.8%、調査日現在の就職率は85.9%となる。この状況を示したのが表11である。

#### イ 就職斡旋と就職までの期間

初職の就職斡旋者は、「親族」が最も多く、ついで「知人」「求人広告」「職業安定所」の順になっている。就職までの期間は1ヶ月以内に就職できた者は69.3%であり、3ヶ月以上かかった者は7.3%に過ぎない。さらに、斡旋者別に就職までの期間をみると、それぞれの度数が異なるため単純に比較はできないものの、「親族」「以前の職場に復帰」「協力雇用主」では、ほとんどが1ヶ月以内に就職している。知人、職業安定所、求人広告は比

較的長期間かかっていたの就職の数も多い(表12)。

#### ウ 初職について

初職に就いた619名を関連職種を問わず、訓練種目別にみたのが表13である。

次に初職就職者のうち、調査日まで初職を継続した者は402名で、初職就職者の64.9%の者が調査日に初職在職していたことになる(表14)。

#### エ 不就職者について

仮釈放後、調査日まで就職しなかった者40名の不就職の理由は、表15のとおりである。

表13 訓練種目別就職率

種 目	訓練人員	初職就職 人 員	就職率(%)	種 目	訓練人員	初職就職 人 員	就職率(%)
機械	17	17	100.0	電気工事	66	62	93.9
金属造形	7	7	100.0	塗装	20	20	100.0
クリーニング	60	56	93.3	配管	15	15	100.0
建築	27	25	92.6	板金	19	18	94.7
建築塗装	10	9	90.0	表具	8	8	100.0
左官	43	42	97.7	ボイラー	25	25	100.0
自動車整備	26	26	100.0	無線通信	9	8	88.9
情報処理	123	108	87.8	木材工芸	6	5	83.3
数値制御機械	27	23	85.2	木造建築	14	14	100.0
製版印刷	22	22	100.0	木工	13	11	84.6
船舶職員	5	4	80.0	溶接	26	24	92.3
造園	13	12	92.3	理容	29	29	100.0
総合営繕	10	9	90.0				
量	20	20	100.0	計	660	619	93.8

注)「就職率」は、初職就職人員の当該訓練種目における訓練人員に対する比率である。

表14 訓練種目別就職継続状況

種 目	初職就職 人 員	初職継続 人 員	継続率(%)	種 目	初職就職 人 員	初職継続 人 員	継続率(%)
機械	17	12	70.6	電気工事	62	37	59.7
金属造形	7	5	71.4	塗装	20	14	70.0
クリーニング	56	36	64.3	配管	15	6	40.0
建築	25	19	76.0	板金	18	16	88.9
建築塗装	9	7	77.8	表具	8	4	50.0
左官	42	31	73.8	ボイラー	25	18	72.0
自動車整備	26	18	69.2	無線通信	8	3	37.5
情報処理	108	72	66.7	木材工芸	5	2	40.0
数値制御機械	23	13	56.5	木造建築	14	9	64.3
製版印刷	22	9	40.9	木工	11	6	54.5
船舶職員	4	1	25.0	溶接	24	20	83.3
造園	12	5	41.7	理容	29	18	62.1
総合営繕	9	5	55.6				
量	20	16	80.0	計	619	402	64.9

注)「継続率」は、初職継続者の初職就職人員に対する比率である。

「正業に就く意思がない」「身体上(病  
気・怪我)の理由」「再犯による不就職」が  
5割以上を占めており、職業訓練の効果以前  
の問題により就職しない者が多い。また、  
「希望職種の人がない」も20%を占めてお  
り、高い割合である。

なお、本調査では、在職期間が1ヶ月未満  
の就職は就職をしたこととは見なさない取り  
扱いをしたので、就職はしたものの1ヶ月を  
経過しない間に保護観察期間が満了したた  
め、不労とされた例もある。また、積極的  
な就職活動をしたにもかかわらず、採用され



表15 不就職の理由

理由	人員	構成比(%)
正業に就く意思がない	9	22.5
希望職種の求人なし	8	20.0
身体上(病気・怪我)の理由	5	12.5
再犯による	3	7.5
家庭の事情	2	5.0
働く必要がない	2	5.0
通勤可能な職場がない	1	2.5
その他	10	25.0
計	40	100.0

表16 現在不就職者の初職の退職理由

理由	人員	構成比(%)
人間関係の不調	7	17.9
怠休等による解雇	4	10.3
会社の都合	3	7.7
興味・関心なし	3	7.7
再犯等による解雇	2	5.1
体調不良	2	5.1
所在不明	2	5.1
技能不足	1	2.6
労働時間に不満	1	2.6
転職のため	1	2.6
病気・怪我	1	2.6
契約期間満了	1	2.6
不明	2	5.1
その他	9	23.1
計	39	100.0

表17 再就職しなかった理由

理由	人員	構成比(%)
希望職種の求人なし	8	20.5
再犯等による解雇	7	17.9
正業に就く意思がない	7	17.9
病気・怪我	3	7.7
不明	5	12.8
その他	5	12.8
不詳	4	10.3
計	39	100.0

なかった例もあった。

オ 初職退職後不就職者について

(ア) 初職退職後調査日まで就職しなかった

表18 再就職者の初職の退職理由

理由	人員	構成比(%)
転職のため	50	28.1
会社の都合	22	12.4
給与に不満	13	7.3
労働時間に不満	10	5.6
人間関係の不調	10	5.6
契約期間満了	8	4.5
体調不良	7	3.9
病気・怪我	5	2.8
怠休等による解雇	4	2.2
興味・関心なし	3	1.7
通勤困難	2	1.1
再犯等による解雇	1	0.6
技能不足	1	0.6
所在不明	1	0.6
その他	23	12.9
不明・不詳	18	10.1
計	178	100.0

表19 再職の退職理由

理由	人員	構成比(%)
転職のため	15	37.5
会社の都合	6	15.0
給与に不満	4	10.0
労働時間に不満	2	5.0
人間関係の不調	2	5.0
契約期間満了	1	2.5
体調不良	1	2.5
その他	4	10.0
不明・不詳	5	12.5
計	40	100.0

者は39名で、退職の理由は表16のとおりである。「人間関係の不調」が17.9%で一番多く、次いで、「怠休等による解雇」が10.3%である。

(イ) 再就職しなかった理由は、「希望職種の求人なし」が20.5%で一番多く、次いで「再犯等による解雇」「正業に就く意思がない」が、それぞれ17.9%である(表17)。

カ 再就職者の初職退職理由について

再就職者は178名であるが、初職退職理由

は、「転職のため」が28.1%もあり、次に「会社の都合」が多い(表18)。

#### キ 再職退職後不就職者について

再職を退職後調査日まで就職しなかった者は10名しかおらず、退職理由、再就職しなかった理由も様々であった。

#### ク 三職就職者の再職退職理由

再職を転職し、三職に就職した者は40名であり、「転職のため」が37.5%で一番多い(表19)。

### 3 職業訓練種目と就職との関連

#### (1) 関連職種への定着率

初職で職業訓練種目と関連のある職業に就職している者は72名で、関連職種への就職率(以下「定着率」という。)は11.1%であり(表20)、調査日現在の関連職種就職者は70名(定着率は10.8%)である(表21)。

初職の種目別定着率の最高は畳科の38.7%で、以下木造建築科、自動車整備科、金属造形科、理容科の定着率は25%以上である。調査日現在の種目別の定着率は、木造建築が36.4%で、以下塗装科、金属造形科、配管科、理容科の定着率が25%以上である。

再職までの間で定着率が上がった種目は13種目(機械、建築、建築塗装、左官、情報処理、数値制御機械、製版印刷、電気工事、塗装、板金、木造建築、溶接)であり、変わらないのは金属造形科、反対に下がった種目は12種目(クリーニング、船舶職員、造園、総合営繕、畳、表具、ボイラー、無線通信、木材工芸、木工、理容)である。

また、調査日現在で、7割以上の対象者が関連なしの職業に就職している科目は12科目(クリーニング、情報処理、製版印刷、船舶職員、造園、畳、表具、ボイラー、無線通信、木材工芸、木工、理容)である。

#### (2) 免許、資格の就職への利用について

職業訓練によって取得した免許、資格を就職に当たってどの程度利用することができた

かを示すのが表22である。免許、資格を利用して就職しようと希望した者は調査対象者の32.2%であり、建築大工科の59.4%が一番高く、次いで、理容師、左官技能、消防設備士、自動車整備士、電気工事士となり、これらは40%を超えている。

希望した資格等を取得して、さらに現実に希望通り就職できたのは全体で50.5%で、希望者の中の実現率は建築大工の78.9%が一番高く、ついで左官技能、情報処理、自動車整備士、消防設備士、簿記が60%を超えている。

#### (3) 訓練種目別就職状況

訓練種目別に初職の就職率は表13のとおりで、全ての種目において、就職率は80%を超えているが、100%の就職率は11種目(機械、金属造形、自動車整備、製版印刷、畳、塗装、配管、表具、ボイラー、木造建築、理容)である。一方、就職率が80%台の種目は6種類(情報処理、数値制御機械、船舶職員、無線通信、木材工芸、木工)である。

さらに、これを受けて、表14で訓練種目別の調査日現在までの初職の継続状況を見た。全体の継続率は64.9%で、最も継続率が高いのは、板金の88.9%で、次いで溶接、畳、建築塗装、建築が75%を超えた継続率である。

継続率が50%を割っている種目は、製版印刷、船舶職員、造園、配管、無線通信、木材工芸の6種目である。

### 4 就職についての職業訓練の効果

#### (1) 勤務先への告知について

職業訓練を修了したこと、もしくは、免許・資格を取得したことを勤務先に告知したかについては、84名が告知している。告知した中でも訓練種目と関連のある職種に就職した者の49.4%が告知している。ただし、「告知しなかった」と答えた者は1名しかおらず、残りの39名(49.4%)は告知の有無が「不詳」であった(表23)。

また、告知しなかったと答えた者は69名

表20 訓練種目と初職の関連

種目		関連あり	やや関連あり	関連なし	判定不能	就職せず	計
機械	度数	2	7	8			17
	%	11.8	41.2	47.1			100.0
金属造形	度数	2	3	2			7
	%	28.6	42.9	28.6			100.0
クリーニング	度数	2	1	53		4	60
	%	3.3	1.7	88.3		6.7	100.0
建築	度数	4	11	10		2	27
	%	14.8	40.7	37.0		7.4	100.0
建築塗装	度数	1	2	6		1	10
	%	10.0	20.0	60.0		10.0	100.0
左官	度数	7	6	28	1	1	43
	%	16.3	14.0	65.1	2.3	2.3	100.0
自動車整備	度数	8	4	14			26
	%	30.8	15.4	53.8			100.0
情報処理	度数	2	18	81	2	14	117
	%	1.7	15.4	69.2	1.7	12.0	100.0
数値制御機械	度数	1	4	17		4	26
	%	3.8	15.4	65.4		15.4	100.0
製版印刷	度数		1	20			21
	%		4.8	95.2			100.0
船舶職員	度数	1	1	3		1	6
	%	16.7	16.7	50.0		16.7	100.0
造園	度数		4	7		1	12
	%		33.3	58.3		8.3	100.0
総合営繕	度数	1	2	7		1	11
	%	9.1	18.2	63.6		9.1	100
畳	度数	12	2	16	1		31
	%	38.7	6.5	51.6	3.2		100.0
電気工事	度数	6	6	43	1	4	60
	%	10.0	10.0	71.7	1.7	6.7	100.0
塗装	度数	2	1	13			16
	%	12.5	6.3	81.3			100.0
配管	度数	3	2	11			16
	%	18.8	12.5	68.8			100.0
板金	度数		5	8	2	1	16
	%		31.3	50.0	12.5	6.3	100.0
表具	度数		1	7			8
	%		12.5	87.5			100.0
ボイラー	度数		2	22			24
	%		8.3	91.7			100.0
無線通信	度数		1	7		1	9
	%		11.1	77.8		11.1	100.0
木材工芸	度数			5		1	6
	%			83.3		16.7	100.0
木造建築	度数	5	3	6			14
	%	35.7	21.4	42.9			100.0
木工	度数	1	3	7		2	13
	%	7.7	23.1	53.8		15.4	100.0
溶接	度数	4	5	15		2	26
	%	15.4	19.2	57.7		7.7	100.0
理容	度数	8		21			29
	%	27.6		72.4			100.0
計	度数	72	95	437	7	40	651
	%	11.1	14.6	67.1	1.1	6.1	100.0

表21 訓練種目と調査日現在の職との関連（再職まで）

種目		関連あり	やや関連あり	関連なし	判定不能	計
機械	度数	2	4	8		14
	%	14.3	28.6	57.1		100.0
金属造形	度数	2	3	2		7
	%	28.6	42.9	28.6		100.0
クリーニング	度数		1	46		47
	%		2.1	97.9		100.0
建築	度数	4	8	10		22
	%	18.2	36.4	45.5		100.0
建築塗装	度数	1	2	6		9
	%	11.1	22.2	66.7		100.0
左官	度数	8	4	24	1	37
	%	21.6	10.8	64.9	2.7	100.0
自動車整備	度数	6	7	12		25
	%	24.0	28.0	48.0		100.0
情報処理	度数	5	17	66	2	90
	%	5.6	18.9	73.3	2.2	100.0
数値制御機械	度数	2	4	14	1	21
	%	9.5	19.0	66.7	4.8	100.0
製版印刷	度数	1		18		19
	%	5.3		94.7		100.0
船舶職員	度数			1		1
	%			100.0		100.0
造園	度数	1	2	7		10
	%	10.0	20.0	70.0		100.0
総合営繕	度数		3	5		8
	%		37.5	62.5		100.0
畳	度数	1	2	13	1	17
	%	5.9	11.8	76.5	5.9	100.0
電気工事	度数	11	7	33	1	52
	%	21.2	13.5	63.5	1.9	100.0
塗装	度数	5	2	10		17
	%	29.4	11.8	58.8		100.0
配管	度数	3	1	6	1	11
	%	27.3	9.1	54.5	9.1	100.0
板金	度数	3	5	7	1	16
	%	18.8	31.3	43.8	6.3	100.0
表具	度数		1	6		7
	%		14.3	85.7		100.0
ボイラー	度数		2	18		20
	%		10.0	90.0		100.0
無線通信	度数		1	4		5
	%		20.0	80.0		100.0
木材工芸	度数			5		5
	%			100.0		100.0
木造建築	度数	4	4	3		11
	%	36.4	36.4	27.3		100.0
木工	度数		2	7		9
	%	0.0	22.2	77.8		100.0
溶接	度数	4	5	12		21
	%	19.0	23.8	57.1		100.0
理容	度数	7		19		26
	%	26.9		73.1		100.0
計	度数	70	87	362	8	527
	%	10.8	13.4	55.6	1.2	100.0

表22 仮釈放時の関連職種への就職希望数及び実現者数

資格	取得人員	希望者人員	希望／取得(%)	実現人員	実現／取得	実現／希望(%)
溶接	139	38	27.3	19	13.7	50.0
ボイラー	35	6	17.1	3	8.6	50.0
情報処理	42	12	28.6	8	19.0	66.7
電気工事士	83	34	41.0	12	14.5	35.3
左官技能	28	13	46.4	10	35.7	76.9
造園技能	19	5	26.3	1	5.3	20.0
自動車整備士	31	14	45.2	9	29.0	64.3
建築大工	32	19	59.4	15	46.9	78.9
クリーニング士	51	8	15.7	2	3.9	25.0
理容師	31	16	51.6	8	25.8	50.0
塗装技能士補	12	2	16.7	0	0.0	0.0
消防設備士	11	5	45.5	3	27.3	60.0
危険物取扱者	56	17	30.4	8	14.3	47.1
玉掛	19	5	26.3	1	5.3	20.0
小型クレーン	19	5	26.3	1	5.3	20.0
簿記	25	5	20.0	3	12.0	60.0
計	633	204	32.2	103	16.3	50.5

注) 取得資格が複数の場合も含む。

表23 訓練修了・免許取得の告知

		告知した	告知せず	不詳	不該当	計	
初職と訓練種目の関連	関連あり	度数	39	1	39	79	
		%	49.4	1.3	49.4	100.0	
	やや関連あり	度数	12	8	75	95	
		%	12.6	8.4	78.9	100.0	
	関連なし	度数	33	60	342	1	436
		%	7.6	13.8	78.4	0.2	100.0
	判定不能	度数			7		7
		%			100.0		1
	計		84	69	463		616

表24 告知しなかった理由

		本人が秘匿	本人が関係ないと考え告知せず	不詳	計	
初職と訓練種目の関連	関連あり	度数	1		1	
		%	100.0	0.0	0.0	100.0
	やや関連あり	度数	6	2		8
		%	75.0	25.0	0.0	100.0
	関連なし	度数	8	45	7	60
		%	13.3	75.0	11.7	100.0
	計		15	47	7	69

で、告知しなかった理由として、「本人が秘匿」が15名(21.7%)、「本人が関係ないと考え告知せず」が47名(68.1%)であった(表24)。

## (2) 告知の効果について

職業訓練を修了したこと、もしくは、免許・資格を取得したことを勤務先に告知した者84名について、告知が有利であったかを尋ねたところ、「とても有利」が40.5%、「やや有利」が17.9%で、両方を合わせると58.4%となる(表25)。

## 5 再入者について

平成11年度及び12年度の総合職業訓練修了

者1,222名のうち、調査日に仮釈放となっておらず在所等をしていた400名を除いた人数は822名である。さらに、仮釈放中の保護観察所間の移送等で調査期間中に追跡ができなかった者が50名おり、仮釈放後の状況を把握できた者が772名である。このうち、再犯・再入等のために調査対象とならなかった者は112名、調査日以降に再犯・再入等があった者が25名いた。したがって、訓練修了者1,222名のうち、再犯・再入のあった者は137名となった。つまり、総合職業訓練を修了し、仮釈放になった者に対する再犯率は17.7%である(表26)。

表25 告知が有利であったか

		とても有利	やや有利	全く関係なし	不明	計	
初職と訓練種目の	関連あり	度数	29	7	1	2	39
		%	74.4	17.9	2.6	5.1	100.0
	やや関連あり	度数	1	5	5	1	12
		%	8.3	41.7	41.7	8.3	100.0
	関連なし	度数	4	3	22	4	33
		%	12.1	9.1	66.7	12.1	100.0
	計		34	15	28	7	84

表26 訓練種目別の再犯率

種目	仮釈放者数	再入・再犯	再犯なし	再犯率(%)	種目	仮釈放者数	再入・再犯	再犯なし	再犯率(%)
機械	20	6	14	30.0	電気工事	78	14	64	17.9
金属造形	12	5	7	41.7	塗装	21	1	19	4.8
クリーニング	69	12	56	17.4	配管	18	5	13	27.8
建築	27	2	27	7.4	板金	20	1	19	5.0
建築塗装	12	1	9	8.3	表具	8		8	0.0
左官	57	15	38	26.3	ボイラー	34	10	24	29.4
自動車整備	30	5	25	16.7	無線通信	9		8	0.0
情報処理	140	23	115	16.4	木材工芸	6		6	0.0
数値制御機械	36	10	26	27.8	木造建築	18	6	12	33.3
製版印刷	25	5	20	20.0	木工	18	5	13	27.8
船舶職員	7	2	5	28.6	溶接	29	3	26	10.3
造園	17	4	13	23.5	理容	29		28	0.0
総合営繕	11	1	10	9.1					
量	21	1	18	4.8	計	772	137	623	17.7

注) 仮釈放者のうち、再犯あり・再犯なし以外の者は、欠損データ(4名)及び調査日現在で死亡又は所在不明の者(8名)である。

## 6 職種について

調査対象者660名のうち一度も就職しなかった者は40名、就職状況が不明の者は2名であったが、618名の初職の職種で一番多いのは技能・製造・建設・労務であり、618名のうちの63.6%がこの職種に就職している。次いで、サービス業、販売業となっている。その後、運輸・通信業と続くが、それ以降の

職種の構成比はいずれも10%を割っている。初職を退職して、再職、三職に就いた者についてもこの傾向は変わらない(表27)。

調査日現在で有職であった者567名の職種を見ると、一番多いのは技能・製造・建設・労務であり、60.8%がこの職種に就職している。次いで、販売業、サービス業、運輸・通信業となっている(表28)。

表27 職種

	初 職		再 職		三 職	
	度 数	構成比(%)	度 数	構成比(%)	度 数	構成比(%)
技能・製造・建設・労務	393	63.6	178	67.9	23	57.5
サービス職業	78	12.6	32	12.2	3	7.5
販売	67	10.8	18	6.9	8	20.0
運輸・通信	56	9.1	25	9.5	4	10.0
専門的・技術的職業	9	1.5	3	1.1	1	2.5
農林・漁業	7	1.1	2	0.8	1	2.5
事務	5	0.8	3	1.1		0.0
管理的職業	1	0.2		0.0		0.0
保安職業	1	0.2	1	0.4		0.0
不詳	1	0.2		0.0		0.0
計	618	100.0	262	100.0	40	100.0

注) 調査対象者660名のうち、不就職者40名、欠損2名を除く。

表28 職種(継続分)

	初 職		再 職		三 職	
	度 数	構成比(%)	度 数	構成比(%)	度 数	構成比(%)
技能・製造・建設・労務	257	63.9	68	53.1	20	54.1
サービス職業	45	11.2	19	14.8	3	8.1
販売	47	11.7	15	11.7	8	21.6
運輸・通信	36	9.0	21	16.4	4	10.8
専門的・技術的職業	6	1.5	2	1.6	1	2.7
農林・漁業	6	1.5		0.0	1	2.7
事務	3	0.7	2	1.6		0.0
管理的職業	1	0.2		0.0		0.0
保安職業		0.0	1	0.8		0.0
不詳	1	0.2		0.0		0.0
計	402	100.0	128	100.0	37	100.0

注) 調査対象者660名のうち、不就職者40名、欠損2名を除く。

## 7 種目別の調査対象者の成行き

初職と訓練種目の関連と調査日現在の就職状況は表29で表している。対象者の人数に多少があるので、単純な比較はできないものの、初職と訓練種目が「関連あり」であった者が20%を越えた訓練種目は6種目（金属造形、自動車整備、電気工事、塗装、木造建築、理容）である。

また、初職が訓練種目と「関連あり」と「やや関連あり」を合わせた者（以下「関連者」とする。）が、50%を越えた訓練種目は4種目（金属造形、建築、板金、木造建築）である。

初職が訓練種目と「関連あり」に就職した者が一人もない訓練種目は、6種目（船舶職員、総合営繕、表具、ボイラー、無線通信、木材工芸）である。

## 8 保護観察官の意見

保護観察所への調査は、「仮釈放後就職した職業が職業訓練と関連のある職種であったか」「就職にあたり職業訓練を修了したことが有利であったか」等の保護観察中における就職状況を中心としたものである。

その中で個々の具体的なケースを踏まえて、今後の効果的な職業訓練を実施する上で「考慮すべき事項」「問題点等」につき自由な記述を求めた。あわせて、今後必要と思われる職業訓練種目及び免許・資格等についても提言を求めた。

その結果は、合計174の意見があった。内容としては、「就職に有利であった」「就職に活かされた」「有益だった」等の肯定的な評価が3割弱であり、「希望したが実現しなかった」「希望しなかった」「就職に役立つものを選定願いたい」「職業訓練種目が適切であったか疑問を感じる」等の問題提起型の評価が7割強を占めていた。どの点に問題があったのか、順次見ていくことにする。

### (1) 疑問・問題提起型のケース

「職業訓練と関連する職種への就職を希望

しなかった」「職業訓練種目が適切であったか疑問を感じる」等の問題提起型のケースの中でも特徴的なケースをいくつか提示する。

#### ア 本人に問題ありと思われるケース

せっかくの職業訓練が、本人の意識・意欲の面でも、実際の就職の面でも活かされていないと思われ、その原因として本人自身に問題があると思われるケースである。

個々のケースについて、以下、具体的に提示する。

①「本人には、家賃収入があり、近くに住む実母宅に出入りして食事等しており、汗して働くことの意欲がなく、指導は空回りしていた。職業訓練を受けるにあたっての本人の心構え、出所後の仕事や生活手段との結びつきをどの程度真剣に考えていたのか？」（理容・釈放後調査日まで一度も就職していない。）

②「本人は出所後間もなく遊興費欲しさに消費者金融から借金し、取立てを逃れるため出奔するなど不安定な行動を続けたもので、就労以前の生活態度に問題があった。」（情報処理・釈放後調査日まで一度も就職をしていない。）

③「原因不明の身体痛を訴えていた者である。受刑中、職業訓練を受けるなどして就労意欲を見せていたが、仮出獄後は、生活保護を受給し、就労にはいたらなかった。」（数値制御機械・釈放後調査日まで一度も就職していない。）

④「うつ病と覚せい剤中毒症によるフラッシュバックのため、就労し円滑な社会生活がいとめない状況にあった。」（左官・喫茶店手伝い2月、建設作業員2月、退職後無職）

⑤「仮出獄当初から職業訓練とは関係ない肉体労働を求職した。自分には肉体労働くらいしかできないという意識もあり、職業訓練が技術的にも自信の面でも釈放後のステップアップに結びついていない。」（情報処理・仮釈放時点で職業訓練修了種目と関連する職種



表29 初職と訓練種目の関連と調査日現在の就職状況

	関連あり	やや関連あり	関連なし	判定不能	計
機械	2(13.3)	5(33.3)	8(53.3)		15(100.0)
金属造形	2(28.6)	3(42.9)	2(28.6)		7(100.0)
クリーニング	2(4.0)	1(2.0)	47(94.0)		50(100.0)
建築	4(16.7)	10(41.7)	10(41.7)		24(100.0)
建築塗装	1(11.1)	2(22.2)	6(66.7)		9(100.0)
左官	7(18.4)	6(15.8)	24(63.2)	1(2.6)	38(100.0)
自動車整備	8(30.8)	4(15.4)	14(53.8)		26(100.0)
情報処理	6(6.3)	16(16.8)	71(74.7)	2(2.1)	95(100.0)
数値制御機械	2(9.5)	3(14.3)	16(76.2)		21(100.0)
製版印刷	1(5.3)	1(5.3)	17(89.5)		19(100.0)
船舶職員		1(25.0)	3(75.0)		4(100.0)
造園	1(8.3)	4(33.3)	7(58.3)		12(100.0)
総合営繕		2(22.2)	7(77.8)		9(100.0)
有職	1(5.9)	2(11.8)	13(76.5)	1(5.9)	17(100.0)
電気工事	12(21.4)	6(10.7)	37(66.1)	1(1.8)	56(100.0)
塗装	6(30.0)	1(5.0)	13(65.0)		20(100.0)
配管	2(15.4)	2(15.4)	9(69.2)		13(100.0)
板金	3(17.6)	5(29.4)	7(41.2)	2(11.8)	17(100.0)
表具		1(12.5)	7(87.5)		8(100.0)
ボイラー		2(10.0)	18(90.0)		20(100.0)
無線通信		1(14.3)	6(85.7)		7(100.0)
木材工芸			5(100.0)		5(100.0)
木造建築	4(30.8)	3(23.1)	6(46.2)		13(100.0)
木工	1(11.1)	2(22.2)	6(66.7)		9(100.0)
溶接	4(17.4)	5(21.7)	14(60.9)		23(100.0)
理容	8(27.6)		21(72.4)		29(100.0)
計	77(13.6)	88(15.5)	394(69.6)	7(1.2)	566(100.0)
無職		2(100.0)			2(100.0)
クリーニング			6(100.0)		6(100.0)
左官			4(100.0)		4(100.0)
情報処理	1(7.7)	2(15.4)	10(76.9)		13(100.0)
数値制御機械		1(50.0)	1(50.0)		2(100.0)
製版印刷			3(100.0)		3(100.0)
畳			3(100.0)		3(100.0)
電気工事			6(100.0)		6(100.0)
配管			2(100.0)		2(100.0)
板金			1(100.0)		1(100.0)
ボイラー			4(100.0)		4(100.0)
無線通信			1(100.0)		1(100.0)
木造建築	1(100.0)				1(100.0)
木工		1(50.0)	1(50.0)		2(100.0)
溶接			1(100.0)		1(100.0)
計	2(3.9)	6(11.8)	43(84.3)		51(100.0)

注) ( ) 内は構成比を示す。

への就職を希望せず、作業員継続)

⑥「仮出獄後、受講した『量』職に関して、本人が求職に当たって話題にしていない(記録上)。長期間、職業訓練を受けたにもかかわらず、釈放後はより現実的で手っ取り早い職業を選択せざるを得ない。」(量・仮釈放時点で職業訓練修了種目と関連する職種への就職を希望せず、建設作業員9月、以後無職)

⑦「もともと本人は、電気工事士の資格を有しており、その資格を活かした仕事に就くことを希望していた。『情報処理』訓練は資格を取得できなかったと本人は述べていた。」(情報処理・電気工事士、継続)

⑧「職業訓練と関連性のある仕事についても、金銭面で不満があるとまったく異なる職種に移ってしまう。」(数値制御機械・仮釈放時点で職業訓練修了種目と関連する職種への就職を希望し、希望どおりの就職、プログラミング4月(収入20万円以下)、建築現場の清掃1月、継続)等である。

イ 施設側にも問題があると思われるケース

職業訓練を選択する時点において、施設側での指導内容によって、職業訓練が社会復帰後の就職にもう少し生かされたのではないかとと思われるケースである。

以下、具体的なケースを提示する。

①「身上調査書では、釈放後は魚屋店員希望をあげ、職業訓練中の準備調査でも同様の生活計画を述べ、出所後には伝を頼って希望職に就いている。職業訓練を受けて資格を活かした職に就こうとの意欲がどれ位あったのか疑問。資格と職と結びつけるのか、職業訓練に関する考え方等も色々あると思われませんが、国費をあてて行っていることから、もう少し出所後の生活計画なども結びつけて受けさせた方がよいと思われれます。」(自動車整備・関連職種に就職を希望せず、スーパー鮮魚部店員)

②「環調段階から、親族関連の仕事を予定していた。」(クリーニング・関連職種への就職

を希望せず、土木作業員継続)

③「本人は在監当初から家業(土木)に就業することが決まっていた。就職難の現況に鑑み、より必要性の高い者(出所後、自力で求職活動をしなければならない者)に対して職業訓練を行ってほしい。」(左官・関連職種への就職を希望せず、土工継続)

④「釈放直後に家業に従事しており、職業訓練を求職に活かすことはなかった。」(情報処理・関連性がないとされる不動産業継続)

⑤「服役当初から、元雇主であるとび職のもとへの帰住を希望しており、クリーニングの職業訓練が適切であったか疑問を感じる。訓練種目、刑期、本人の能力などの問題があると思われれますが、本人の希望に沿った職業訓練を検討願います。」(クリーニング・関連職種への就職を希望せず、とび職継続)

⑥「本人は高校建築科卒、現場監督としても実績があり、この訓練を受けなくても十分就職は可能だった(復職が内定していた)。必要性を最優先して対象者を選定してほしい。」(建築塗装・以前の職場(建築現場監督)に復帰継続、やや関連性ありとされている)

⑦「職業訓練とまったく関係のない現職が仮出獄前から決まっていた。」(電気工事・建築資材の整理継続、関連職種への就職を希望したが希望どおりでなかった。)

⑧「必ずしも職業訓練が本人の希望する職種と関連あるものが選択されていないようである。」(情報処理・指圧院手伝い3月、イベント会社マネージャー2月、継続、関連職種への就職を希望せず)

⑨「本人は大型免許を所持しており、運転業務に就くことを希望していた。最初は土木の仕事から始めたが、すぐに自分の希望にあった仕事を探してきて、意欲を持って働いていた。」(自動車整備・関連職種への就職を希望せず、土木作業員0.5月、ダンプ運転手5月、土木運転手2月、継続)

⑩「職業訓練と関連性のない仕事を入所中から親族が調整していた。」(理容・関連職種への就職を希望していたか否かについては不詳、鉄骨組立工継続)等である。本人の希望と訓練種目とのミスマッチとも言えるケースも含まれる。

ウ 社会にも問題があると思われるケース

現在の社会状況及び帰住地における就職状況により、本人に就労意欲があり、資格や技能があっても就職に結びつかないケースがある。

以下、具体的なケースを提示する。

- ①「当該〇〇市は十数年来雇用に関し産業不況地域に指定され『同意雇用機会促進地域』及び14年1月まで『特定雇用維持地域』の指定を受けており、平成15年高校新卒者の3分の1の就職が困難なところ、行刑施設での職業資格の取得が雇用につながらない労働情勢にある。一般的には当地では自動車運転免許が就職のためには有効である。」(①クリーニング・関連する職種への就職を希望せず貨物運転手継続, ②クリーニング・関連する職種への就職を希望せず飲食店従業員継続, ③船舶職員・雑役夫3月, 漁船員3月, 漁船員3月, 継続)
- ②「仮出獄当初は受講した『情報処理』関連の職業に意欲を見せていたが、現実場面では地域的な負因もあり、本人の意欲も徐々に低下した。」(情報処理・調査日まで一度も就職していない。)
- ③「職業訓練を活かせる職場が容易には見つからない。釈放後は、『とりあえず収入の道を』と考えるので、てっとり早く就ける職に就いているのが現状である。」(無線通信・ホテル配膳1月, 電気工事8月, コンピューター技術者1月, 継続)
- ④「職業訓練に無関係な手軽に就労できる職場に求職している。」(左官・麻雀店店員継続)
- ⑤「釈放後は希望職種をじっくり探すより、

とりあえずすぐに就ける仕事に就くという傾向がある。」(情報処理・飲食店店員4月, 電気工6月, 継続)

⑥「電気工事の職業訓練を受け、それを活かした仕事に就こうと求職したが、不就労のまま満了となった。」(電気工事・一度も就職をしていない。)

⑦「更生保護施設に帰住するケースは、求職活動をしていても仮釈放期間中にはなかなか希望の職種に就くことができない。協力雇用主を通して土木・建設業等に勤める者が多く、資格を活かした職に就くのは刑期を終え、更生保護施設を退会してからになるのが現状であり、即効性はあまり期待できない。」(畳・土木作業員継続)

⑧「更生保護施設に帰住したこともあり、とにかく早期就労を目標にしていたようで、職種をじっくり選ぶ余裕がないようだ。」(情報処理・作業員6月, ドライバー6月, 継続)

⑨「更生保護施設帰住者は土木関係の仕事に就くことが多いため、土木・建築に関する資格取得がより効果的と思われます。」(畳・土木作業員継続)

⑩「職種、労働時間、人間関係、給与面などいづれも満足できる職場は見つからないので、何かに不満を持って転職を繰り返すことになってしまう。」(情報処理・電気架設工3月, 事務員2月, 営業4月, 継続)

⑪「若年者であるが、家族も含めて社会資源に乏しく、本人の身に付けた技能を活かす場がなかった。」(木工・引越し作業員1月, 以後無職)

⑫「職業訓練で取得した資格を活かし、さらに上の資格取得の意欲も当初はあったが、実現は難しかった。」(廃棄物処理業2月, 運転手2月, とび職8月, 継続)

⑬「欠格期間が長く、免許の再取得ができなかったため、自動車関係の就職をあきらめた。せっかく自動車整備の資格を取っても、免許がないと実際の就職は難しくなっ

う。本人のことではないのですが、資格を取っても、採用面接の際、『どこでその資格を取ったのか?』と尋ねられ、思わず正直に答えてしまい、または、言いよどんでしまい、不採用になってしまうというケースがいくつもありました。(自動車整備・家電工場作業員継続、仮釈放時点で職業訓練修了種目と関連する職種への就職を希望していたが希望どおりではなかった。)

⑭さらに、「理容」に特有な問題かと思われるものとして、「本人も理容関係の仕事を希望し、仮出獄後理容師見習いとして2～3日稼動したが、店の人間関係や雰囲気にならず辞職している。小さな町村であれば、地域住民が本件のことを承知しており、本人が希望していても就労が難しい場合がある。特に多くの客と接する職業は難しい。」(理容・土木作業員継続)等である。

(2) 職業訓練が就職に有利であった、有益であったとされるケース

ア 一般論として役立った、有益だと思われとされるケース

訓練種目や取得した資格が、直接就職職種と関わりがなくとも、職業訓練そのものが、社会復帰後の就職等に効果があったと思われるケースである。

以下、具体的なケースを提示する。

①「取得した資格を即活かせるかわからないが努力をすれば取得することができたという自信が役立つと思う。」(船舶職員・調理助手2月, 運転手10月, 清掃2月, 継続)

②「本事例では、本人が受けた職業訓練が、釈放後の就職等に活かされていないが、職場での人間関係構築に自信を持てるようになるなど、間接的効果が認められる。」(機械・書店店員3月, カラオケ店員4月, 継続)

③「本ケースにおいては、仮出獄準備面接においては、将来的には自動車整備の仕事をしたい旨話していたが、環調段階で前職の土木関係の仕事に就く可能性が高かったようであ

る。保護観察中には同じ職種で働いていたが、将来的なことを考えると本人が希望する資格を取得することは、よいことであると思われる。」(自動車整備・土木作業員)

④「資格取得のため勉強を継続していたことにより仕事・生活とは『継続することが大事』と思ったとのこと(初回面接)。出所までは資格を活かしたかったようだが、現実としては(運転免許がなかったこともあり)通勤の便がよい工場系の仕事で働くことになったようである。」(電気工事・紙コップ製造工員2月, 梱包作業員2月, 継続)

⑤「学校教育が中卒であるため就職には免許・資格が多いほど有利である。このケースでは、以前働いていた経験を生かしてトラック運転手をしていましたが、婚姻に伴い、危険な職業から定時・定休の仕事を探して失業中となっているが、新たな仕事探しには免許・資格が有効になってくると思われる。」(ボイラー・トラック運転手6月, 退職後無職)

⑥「本人は、仮出獄後、電気工事関係の仕事をするを常に希望し、何度か採用面接を受けていたものの、期間中に就職することはできなかったものである。ただし、期間満了後の1月後からは、電気工事関係の仕事に就ける予定であった様子であり、仮出獄期間中には、本人の希望する職種に就くことができなかつたものの、職業訓練で取得した資格を有していることが、本人自身の就労に対する自信及び意欲に結びついていたように思われる。その点が、本人の更生意欲の保持にもなっていた様子であり、出所後、直ちに職業訓練で得た資格を活かすことができないとしても、当該資格を保有していること自体が本人の更生に大きくプラスになっているものと評価することができるから、今後も職業訓練の実施を積極的に行っていただきたい。」(電気工事・営業社員3月, 運転手1月, 継続)等である。

イ 具体的に役立った、有益だったとされるケース

訓練種目や資格取得が、直接就職と関わりがあったケースである。

①「本人の能力・学歴（大学3年中退）と職業訓練が活かされ、安定した就労に至った。

『職業訓練のみ』ではなかなか適職開拓・継続が難しく、さらに有利な条件（学歴・能力・家族の協力など）が付加されれば、たいへん適職開拓・継続に資するものと思われる。」（情報処理・コンピュータープログラマー継続）

②「本ケースの場合、職業訓練を受けたことが本人にとって良かったと思います。」（自動車整備・関連職種への就職を希望し、自動車整備継続）

③「親族経営の会社に就労でき、職業訓練が活かされた」（畳・内装工継続）

④「仮出獄当初は、服役前に就労していた会社に復職を希望していたが、それがかなわなかったために、『電気工事』訓練を活かした仕事に就いた。結果的に訓練が実を結んでいる。」（電気工事・電気設備士継続）

⑤「家業に復帰したケース。訓練職種が一致しており、当初から就業意欲が高かった。意欲の喚起においても重要な意味を持った。」（機械・機械工継続）

⑥「仮釈放直後、訓練された職業を考えたと思うが、北海道は冬季に入りほとんどの仕事が休みになってしまう。このため、更生保護施設に入所したことから職種を選択する間もなく、とりあえず除雪の仕事から入ったものである。初職では告知するような仕事ではなかったが、再就職後告知することによって荷役作業員の中でも事務（伝票整理）的な所に回され、とても有利であった。今後荷役でもほとんどコンピューターなどの情報機器が入っており、有利と考えられる。今回の対象者のように一度は肉体労働に就職したが、再就職後、訓練が活かされ自信となっているも

のと思われます。希望—ぜひ情報処理に関する訓練を多くすべきと考えられます。肉体労働よりは職場に定着しますし本人の自信、同僚より多少有利になりますので。」（情報処理・除雪作業員3月、荷役作業員継続）

⑦「仮釈放後、初めて就いた仕事は資格を活かせるものではなかったが（活かせる仕事を探したが不採用であった）、再就職先は資格を活かせる仕事であった。（なかなか仕事に就くことができなかったが、とりあえず就職し、仕事をしながら活かせる仕事を探したケースです。）」（電気工事・塗装工1月、配線工事士3月、継続）

⑧「服役前と同じ仕事に就いた者で、技術は以前から身につけていた。ただ、今回受刑中に習得した溶接技術は仕事に大いに役立つものと思われる。」（溶接・ダクト工継続）

⑨「親族の紹介で、すぐに職業訓練とやや関連のある職に就くことができ、スムーズに就労生活に移行した。」（自動車整備・ガソリンスタンド店員継続）等である。

### (3) 提言

最後に、今後の効果的な職業訓練を実施する上で「考慮すべき事項」「問題点等」についての提言を見ておくことにしよう。

#### ア 訓練全般について

職業訓練で修得した資格を就職活動の中で具体的に活かすには、それなりの工夫が必要と思われる。

①「入所中から親族及びハローワークの特別相談窓口を訪ねて、就労可能な雇い主を見つけておくことができれば、就労するまでの空白期間がなくスムーズに働くことができると思われるので互いにこの点を協力してかかれるのではないと思われる。」（建築・仮釈放時点で、職業訓練修了種目と関連する職種への就職を希望していたが希望通りでなかった。引越し手伝い1月、居酒屋2月、スタンド2月、継続）

②「保護司の知人（やはり保護司である。）

経営の会社に採用してもらい、職業訓練とや関連のある職につけたが、残念ながら体調を崩してしまった。職業訓練は技能の習得と同時にそれを活かすサポート（斡旋者など）が必要で、それがあると効果的である。」（木工・土木工7月，退職後無職）

③「身上調査書の将来の生活設計欄において『ガス・アーク溶接の職業訓練を受けたい』との本人の意思が入れられ、『ガス溶接』の資格と取得資格欄に記載されている。具体的にガス溶接・アーク溶接などの資格を取得した時点で、身上変動調査書で連絡することが欠けている。“つなぎ”をしっかりとつけることが肝要である。」（板金・とび継続）

④「職業訓練種目について、引受人，家族，保護司への情報が伝わっていた形跡が見られない。本人から職業訓練を活かそうとする意志を積極的に表明することが必要であろう」（建築・不動産業（営業）継続）

⑤「前歴秘匿でも，就職した場合，資格取得の場所や取得日を尋ねられることがある。取得場所や取得時の写真（坊主刈）等に配慮する必要がある。」（機械・溶接工0.5月，配管工継続）

⑥「職業訓練をうけているとその職業に関連した仕事を希望しますが，本当にその仕事がしたいのかと問い詰めてもなかなか本心を述べることはありません。面接の中で動機付けをさせ職業訓練の成果を活かすよう保護側も工夫する必要があると思われます。また，施設においては職業訓練のあり方を検討する必要がありますと考えます。社会の変化が早く，施設で行う職業訓練が時代遅れになってしまいます。何か時代（社会）を先取りした訓練の必要性を感じます。」（クリーニング・関連職種への就職を希望せず，以前の職場，テキヤ（露天商）に復帰継続）

⑦「職業訓練種目と釈放後の業務の関連性は認められない。釈放後への志向につき考査段階で申し立てていることがらが一致できると

よいのではないか。でも，現実的には人員や種目との均衡がとれないことはあると考えられる。」（製版印刷・自動車運転手4月，建設作業員3月，継続）

⑧「人的，物的，財的に制約があると思われませんが，職業指導とともに，仕事をとおして自分の問題点をみつめる教育を願います。」（建築・不動産（営業）継続）等である。

イ 職業訓練種目及び免許・資格について

(ア) 今後必要と思われる職業訓練種目及び免許・資格等について

①「このケースでは，以前に経験のあるトラック運転手と取得した電気工事免許を活かした職種の両方を希望し，トラック運転手に就職することができた。なお，長く働けるのは電気工事関係であると思われ，次に仕事を探すさいには有効と思われる。（職業訓練種目については，建築，土木関係に係る免許等の取得が有効と思われる。ユンボ，ショベルカー等特殊車両の運転技術など…）」（電気工事・トラック運転手継続）

②「社会内で役立つ資格が望ましい。学歴，年齢など就職条件が厳しいので，やはり建設関係の仕事に就くことが多いので，フォークリフト，建設機械等の運転，玉掛，高所作業…など（少年院のようですが），どこでも利用できる資格が取得できると良いのではないのでしょうか。」（理容・空調整備等見習い継続，関連職種への就職を希望しなかった）。

③「普通自動車免許の取得を取り入れてほしい」（クリーニング・関連職種への就職を希望せず建設会社営業継続）

④「大型免許を活かして運転手として就労，それを継続しているケース。技能よりも，運転免許の方が就労に直接役立つ場合もある。」（建築・運転手継続，関連職種への就職を希望していたか否か不詳）

⑤「本人は，仮出獄当初，訓練を受けた溶接工として就職する予定であったが，就職先の都合で実現せず，やむなくクラブボーイとし

て就業するに至っている。求職の段階で、運転免許を必要とされることが多く、その取得のための訓練が望まれる。」(溶接・ナイトクラブボーイ継続)

⑥「釈放直後に運転免許を取得して求職活動に入ったもの。『運転免許』が求職に有利との思惑であり、職業訓練を活かす方向に動いていない。」(左官・運転手3月, 倉庫管理6月, 継続)

⑦「普通自動車免許の取得を取り入れてほしい。」(情報処理・建設会社営業継続)

⑧「本人が希望したり、職業訓練を受けたりしてもその後、そういった資格や職業訓練を活かした職業を探すかは別問題である。むしろ、一般的な普通自動車運転免許の方が有利なのでは?」(溶接・土工7月, 以後無職) などである。

⑨その他「求人ので多い職種に活かせる資格等に配慮願いたい」(左官・土木工, 継続, 関連性あり, 希望し希望どおり)

⑩「若年の対象者が出所後に就職活動を行うに当たり、施設内で十分な職業訓練を受けている方が、よりスムーズに就職できると思われる。しかし、社会においては取得した資格をすぐにかせる職業に恵まれることは少ないと思う。より社会のニーズに合った種目を開拓することが望まれる」(電気工事・プレス工, 継続・希望したが, 希望どおりでなかった。)

⑪「社会に出て、即戦力となれるような資格取得が望ましい」(情報処理・内装工4月, 営業3月継続)

⑫「社会で速やかにかつ適正に行える職業に付けるような職業訓練種目があつたらよい」(配管・たこ焼き自営2月, とび4月, 配管工4月継続)

⑬「高度な情報処理技術資格及び介護等の福祉関係資格についてご配慮願いたい」(建築・家具製造工継続, やや関連性有りとされる)

⑭「ケアマネージャーの資格取得－高齢化社会で介護を必要とする人が多い現状において、社会のニーズが増大している。盲導犬や聴導犬の育成に携わる作業、あるいは点訳作業－盲導犬や聴導犬の育成が叫ばれている現状において、社会のニーズにかなうものだと思う。」、同様の思いからか「介護福祉士」「看護、福祉の資格」が挙げられている。

⑮「本ケースの場合、社会復帰後、重機運転、土木作業、とび職等に従事。足場2級の資格試験には社会復帰後、雇主的勧め等で挑戦している。施設内では関連職種が幅広くカバーできる、できるだけ多くの資格取得教育(職業教育)を受講させることがよいと思われます。」(建築・とび, 土木建築作業員継続)

⑯「本人がすでにもつ資格を補強するか(専門性の追求)、あるいは多面的に資格(進路拡大)取得するかは個別のカンファレンスによるであろうが、低学歴の者についてはより多くの資格を取得して早期就職を図り、資格の補強は出所後の本人に任せることが適当と思われる。」(船舶職員・なんでも請負作業員＝便利屋(自営)継続)等である。

(イ) 現在の職業訓練・資格取得の内容について

①「クリーニングの職業訓練は、社会においては特に仕事が多くあるわけでもなく、今後伸びる種目でないのが現状である。」(クリーニング・塗装工継続)

②「ボイラー運転は、社会に通じる資格であるが、求人が少ない。」(ボイラー・建築作業員継続)

③「本件取得資格は特殊なものと言え、就職先が限られてしまう。もっといろいろな就職先で活用できる資格が望ましいと思う。」(無線通信・荷物の仕分け3月, 塗装工3月, 退職後無職)等の時流に沿わなくなったと見られている職業訓練種目も存在するようである。

## V 考察

### 1 前回調査との比較

まず、平成5年に実施した調査との比較を行うこととする。先にも述べたとおり、平成5年に実施した調査は全職業訓練施設での訓練修了者を対象としているのに対し、本研究では総合職業訓練施設の訓練修了者のみを対象としているため、単に経年による差だけではない要因が絡んでいると考えられるが、それでも、最近の職業訓練修了者の成行きを知る上で、何らかの有益な情報が見い出されるのではないかと考え、比較を行うこととする。

最初に対象者の属性についてであるが、刑期について見ると、前回調査時は2年超から3年未満の者が38.7%で最も多かったのに対して、今回の調査では、3年超から5年未満の者が48.0%で最も多く、刑期が若干長い者が多く含まれていることが分かる。これは、職業訓練の期間を見ても分かる通り、総合職業訓練施設での訓練期間は最短で5か月であり、前回の調査に比べると、短期間の職業訓練が少ないためと考えられる。職業訓練を行うに当たっては、刑期の残期間と職業訓練期間を考慮して受講者を選定するため、より長期の訓練を行う総合職業訓練施設での訓練を受講できる者は、ある程度長期間の刑期の者になると考えられる。すなわち、今回の調査対象者は、前回調査時よりも、より重い罪を犯した（あるいは、比較的軽微な罪でも複数回行っている。）受刑者の比率が高いことを示している。

一方、対象者の入所度数をみると、前回・今回共に初入の者が最も多い点では共通であるが、その割合は前回は84.1%であるのに対し、今回は96.8%と圧倒的に初入の者が多いのが特徴といえる。

また、学歴、知能程度を比較すると、前回

調査時は、学歴では中卒の者（41.0%）が、知能程度ではIQ値60～89の者（53.6%）が最も多くなっていた。今回の調査では、学歴では高校中退の者が34.5%と最も多く、知能程度ではIQ値60～89の者が49.8%で最も多いが、IQ値90以上の者も48.1%と僅差であり、前回の調査に比べて、学歴、能力的に高くなっていることが分かる。これは、今回の調査がより専門的な資格の取れる総合訓練施設での職業訓練修了者を対象としているためと考えられる。

以上、対象者の属性をまとめると、今回の調査対象者は、前回の対象者に比べて、重い犯罪を行った者が多いが、累犯はきわめて少なく、能力的には恵まれた受刑者であるといえる。

次に、就職の状況についてであるが、調査日に有職であった者の割合は、前回は82.9%に対して、今回は85.9%であり、若干高い程度である。その内訳をみると、初職継続者が前回63.7%であったが、今回は60.9%とむしろ低くなっており、転職者の割合が若干高いといえる。ここで、再就職者の初職退職理由を見ると、前回の調査では、「転職のため（30.4%）」「人間関係の不調（11.6%）」の順で多かったのに対して、今回の調査では「転職のため（28.1%）」「会社の都合（12.9%）」の順になっており、会社の都合という理由が高率になっているのが分かる。

これは、昨今の不景気の影響が考えられる。参考までに、平成6年と平成13年の完全失業率を見ると、平成6年では2.9%であったのに対して、平成13年では5.0%と2.1ポイントも上昇している。それだけ、就職するのが難しい状況となっているということである。先にも述べたとおり、今回の調査対象者は前回に比べて、知能や学歴の面で恵まれていながら、有職率ではそれほど差がなく、物足りない気もするが、一方で、こうしたわが国の経済状況を考えると、かなり健闘してい



表30 3号観察終了者の就職状況

		11 年		12 年	
		度 数	構成比(%)	度 数	構成比(%)
有職	技能・製造・建設・労務	5,413	59.0	5,205	58.3
	サービス職業	858	9.3	852	9.5
	販売	1,033	11.3	1,025	11.5
	運輸・通信	647	7.0	654	7.3
	専門的・技術的職業	91	1.0	94	1.1
	農林・漁業	240	2.6	242	2.7
	事務	186	2.0	148	1.7
	管理的職業	53	0.6	43	0.5
	保安職業	49	0.5	40	0.4
	不詳	611	6.7	630	7.1
	小計	9,181	100.0	8,933	100.0
有職率	69.4		68.9		
無職	無職者	4,053		4025	
	無職率	30.6		31.1	
合計		13,234		12,958	

るともいえる。

訓練種目別の就職状況を見ると、今回の調査では初職の就職率で100%であったのは11種目であり、反対に就職率が90%を割ったのは6種目であった。前回の調査では、就職率100%であったのは全39種目中11種目、90%未満は8種目であり、今回の方が就職率の良い種目の割合が多いといえる。一方、初職の継続率で見ると、前回と今回共に調査対象となった全21種目のうち、機械、クリーニング、建築、左官、製版印刷、畳、板金、ボイラー、溶接、理容の10種目で継続率が高くなっており、自動車整備、情報処理、船舶職員、造園、電気工事、塗装、配管、無線通信、木材工芸、木工の10種目では反対に低かった。同じ職業種目でも訓練期間が異なる場合が考えられるので、一概には言えないものの、訓練種目によって、その就職率・継続率に差があり、また、その調査時期によって大きく異なることが分かる。社会で必要とされる職種はその時々で異なるものであり、そう

した社会情勢を取り入れた上で、訓練種目を決定する必要があるということを示していると思われる。

## 2 職業訓練種目と関連職種への就職について

### (1) 就職状況について

調査対象者の就職状況については、先に述べたとおり、有職率が85.9%（表11）である。これと平成11年、12年の3号観察者の就職状況を比較する。各年の3号観察者の就職状況は表30のとおりであるが、有職率は平成11年で69.4%、平成12年で68.9%となっており、本調査の対象者と比較すると低いことがわかる。

調査対象者と3号観察者との間には質的な差があるとは言え、就職状況については、職業訓練を受けた者の方が、有職率が高い傾向があると言えるであろう。

また、個々の保護観察官の意見を通して、実際の就職に当たっては、職業訓練種目や取

得資格というような直接的な職業訓練の効果だけでなく、職業訓練の付随的效果である「努力すれば資格を取得する事ができるという自信」「職場での人間関係構築への自信」「継続することの大切さを学んだ」等が就職に有利な条件となるケースもある。このように職業訓練そのものが本人自身の就労意欲を喚起するような状況も見出された。

## (2) 再犯率について

再犯率については、先に述べたように職業訓練修了者で仮釈放したうちの17.7%ということで、平成11年の仮釈放者の平成12年時点での再入率15.6%に比較すると高いように思えるが、17.7%は身柄拘束等の再犯率であり、実質再入する者は、これよりも少ないと思われる。これについては小林(1987)が「総合訓練修了者の再入率が低いのは、訓練の効果のためと言う以前に、総合訓練においては、訓練生選定基準に基づき、もともとA級系列の受刑者であり、かつ行状が良好であって意志が強固であるものなどに限定された上で訓練が実施されていることによるものと考えたほうが妥当であろう。」と述べており、もともとの訓練生選定の時点での問題であるとの考えである。

しかしながら、先に見たように受刑者全体の割合から見ると職業訓練対象者は同じA級系列等の受刑者の中においても刑期が長い傾向がある。この点を考慮して、職業訓練対象者となりえない短期の受刑者を除いた再入の傾向をみると、平成11年に2年以上15年未満の出所受刑者16,369名のうち、平成12年の時点で再入している者は4,129名で再入率は25.2%ということになり、先の調査対象者の再犯率17.7%が他のA系列受刑者と同一とは言えないのではないかと。

このように現段階において、職業訓練の再犯に対する効果を明確に判断するためのデータは十分ではないので、今後は、さらに緻密な調査を用いて職業訓練の効果を検証する必

要があると思われる。

## (3) 関連種目について

関連種目については、数が少ないものの、初職で関連ありに就職した者の74.4%が、職業訓練や資格取得について、就職に「とても有利」と答えており、やや関連あり、関連なしの職種に就職した者と比べると高い割合を示している。

また、訓練修了と免許取得の告知についても、関連職種に就職する際に告知する割合は多く、少なくともそれら資格が、刑務所内での資格取得であるからといって、就職に際してはマイナスになっていないと思われる。

ただ、保護観察官からの意見を見ると「小さな町村であれば、地域住民が本件のことを承知しており、本人が希望しても就労が難しい場合がある。特に多くの客と接する職業は難しい」「採用面接の際、『どこでその資格を取ったのか?』と尋ねられ、思わず正直に答えてしまい、また、言いよどんでしまい、不採用になってしまうというケースがいくつかありました。」「前歴秘匿でも、就職した場合、資格取得の場所や取得日を尋ねられることがある。取得場所や取得時の写真(坊主刈)等に配慮する必要がある。」というように個別のケースによっては、刑務所での資格取得に際して、考慮すべき状況も生じる。したがって、帰住先に応じた訓練種目の選定や、釈放前教育における採用面接の対応の仕方についての指導の必要性もあると思われる。

ただ、関連ある職種に就職するに当たっては、概ね職業訓練は、プラスの条件に働くことを示していると思われる。

また、表22で見たとおり仮釈放時に関連職種への就職希望については、取得した資格を活かして就職を希望している者が32.2%しかいない。しかしながら、これら希望者のうち50.5%は希望通りの就職を果たしている。

これとの関連において、表31では就職の問題として「訓練を活かそうという意識がな

い、自信がない」が7件、「当該訓練が本人の希望に沿っていない」が18件など、出所後の就職希望そのものが訓練種目と関連がないケースも見受けられた。具体的にも、出所後の就職先が決まっている者に対して、それとは関連のない職業訓練が実施されているようなケースがあり、「出所後の生活計画と結び付けて欲しい」「より必要性の高い者に対して職業訓練を行って欲しい」「本人の希望に沿った職業訓練を検討願いたい。」という意見が見られた。

これについては、大森（1994）が「職業訓練生の選考に当たって、『取得した資格を出所後の生計に立てる意志を有する者』とするなど、厳格な審査も必要と考える。」と述べているように、本人が出所後希望する職種と合う訓練種目を受講したり、資格を取得したならば、関連種目への就職の割合はもっと増えると考えられる。

また、実質的な出所後の就職の職種を見ると60%以上が技能・製造・建築・労務の仕事に携わっており、訓練種目中一番高い割合（18.4%）の受講者のいる情報処理（表1参照）を活かせる職種である専門的・技術的職業、事務はあわせても初職において2.3%しか就職しておらず、実際の就職状況との間に差があると思われる。

表31から訓練種目や取得資格と関連のある職種への就職を希望したとしても、「とりあえず収入の道を選ぶ傾向にある」が11件あったように、職業訓練や資格取得が十分活かされていない状況もある。それについて、「職業訓練種目について、引受人、家族、保護司への情報が伝わっていた形跡が見られない。」「具体的にガス溶接・アーク溶接などの資格を取得した時点で、身上変動調査書で連絡することが欠けている。「つなぎ」をしっかりつけることが肝要である。」というような意見もあるので、出所の事前連絡によって、スムーズに就職できる状況を整備する必

要も考えられる。

先に述べたように3号観察者と訓練修了者における有職率は、訓練修了者の方が高いものの、その職種の内訳においては3号観察者の職種の内訳（表30）とそれほど大きな違いは見られない。

大森（1994）が述べているように、職業訓練が「産業界の多様なニーズに応じ、変化に柔軟に対応できる人材を育成するための訓練体系として、短期課程の職業訓練を導入するなど、職業訓練に対する考え方に変化が生じている。」と述べ、受刑者に対しても短期の職業訓練の必要性を訴えているが、そのような中であって、総合職業訓練は、比較的長期間に渡って、専門的な技能を身に付ける課程であるので、取得した専門的な技能を活かせる職場へのこれまで以上の就労が望まれる。

職業訓練種目や資格の内容についての表31から、「求人数の多い就職に活かせる資格、就職に役立つ資格」が8件であり、より先を見通した職業訓練種目の必要性は現場からも要請があった。併せて特に多く見られたのは、「普通運転免許の取得」が10件である。運転免許そのものが職業内容と直接に関わりがない場合であっても、「求職の段階で、運転免許を必要とされることが多く、その取得のための訓練が望まれる。」という意見もあり、また、出所後に就職よりもまず普通運転免許取得を優先するような状況も見られるようである。

現状においては、交通事故者に対しての交通安全を中心とした教育は行われているが、資格取得としての普通運転免許取得のためのプログラムは実施していない。ひとつには、自動車運転免許の取得をどのような位置づけにするかという問題もあり、また、免許取得のための設備の問題もある。

普通運転免許の取得希望者が交通事故者に限られるわけではないとしても、交通事故により免許が取り消しになった者に対して、出

表31 保護観察官の意見（総括表）

意見内容	件数
疑問・問題提起型のケース	89
本人に問題ありと思われるケース	19
訓練を活かそうという意識がない、自信がない	7
健康上に問題がある	4
働く意欲がない	3
生活態度に問題がある	2
不合格であった	2
金銭面での不満があると全く異なる職種に移ってしまう	1
施設側にも問題があると思われるケース	31
当該訓練が本人の希望に沿っていない	18
関連性のない家業に従事した	4
前職に復帰した	3
現職が釈放前から決まっていた	3
本人の適性を考慮していない	2
入所中から親族が調整していた	1
社会にも問題があると思われるケース	39
とりあえず取入の道を選ぶ傾向にある	11
就職難から、関連職種を希望したが希望どおりにならなかった	8
更生保護施設に帰住するケースの場合	7
帰住地は産業不況地域である、就職難である	6
満足する職場は見つからないので、転職の繰り返し、仕事量が少ないので転職	3
不採用の繰り返し、求職したが不就労のまま満了となった	2
社会資源に乏しく身に付けた技能を活かす場がなかった	1
運転免許の欠格期間との関係	1
職業訓練が役立った、有益であったとされるケース	44
一般論として	19
具体的に	25
今後の効果的な職業訓練実施への提言	43
訓練全般について	8
仕事をとおして自分の問題点を見つめる教育が必要	1
職業訓練の成果を活かす工夫、職業訓練の在り方を検討する必要がある	1
50歳過ぎの者は体力のない者も多く、年齢に応じた職種区分も必要	1
ハローワークの特別相談窓口を活用し、雇い主を見つけておく	1
職業訓練を活かすサポート（斡旋者など）が必要	1
引受人、家族、保護司への情報の伝達・“つなぎ”が必要	1
資格取得の場所や取得時の写真（坊主刈）等にも配慮が必要	1
関連性を高めるためには、審査段階の申し立てを考慮する	1
訓練種目及び免許・資格について	35
普通自動車運転免許	10
求人数の多い就職に活かせる資格、就職に役立つ資格	8
できるだけ多くの資格取得に向けた職業教育	4
ケアマネージャーの資格・介護・看護等福祉関係の資格	4
クリーニングは仕事が少ない	2
建築・土木関係の免許、資格	2
盲導犬や聴導犬の育成・点訳作業の資格	1
情報処理は職場に定着し、有利である	1
ボイラーは求人が少ない	1
無線通信は特殊な資格で、就職先が限られてしまう	1
理容は、技能適正によほど恵まれないと職場開拓は難しい	1

所後、運転免許が必要であるという理由から、刑務所内で免許を取得させることの是非の問題も生じてくるであろう。ただ、実質的に就職に当たっては運転免許の有無も重要な要素となるし、また、運輸・運送関係の職業においては、運転免許の取得は不可欠であろうから、社会復帰後の就職状況の整備という観点から見れば、運転免許の資格取得は、出所者にとっては有利になるであろう。

## VI おわりに

総合職業訓練施設は、現在、全国に7施設存在する。すなわち、函館少年刑務所、山形刑務所、川越少年刑務所、福井刑務所、奈良少年刑務所、山口刑務所及び佐賀少年刑務所であり、いずれもA級、J級又はYA級の受刑者を収容するA系統の施設である。ここでの訓練は、受刑者に対し、職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させることを目的とした専門訓練であって、訓練生は、適格者として全国から集められている。職業訓練の実施に当たっては、高度な技術指導が必要であるので、外部の専門家の協力と援助を得つつ、指導に当たる作業技官、教官及びその他の担当職員も専門知識を深め、技能の向上をはかるため日々自己研鑽に励んでいるところであり、表16初職の退職理由中「技能不足」を理由とする者は1名であることが、総合職業訓練施設における職業訓練が職業的知識及び技能の面でも一般社会で通用するものであることを示しており、訓練受講生はそれなりに職業能力を高めて社会に復帰しているものと言える。

雇用情勢は厳しく、若者も学校卒業後安定した職に就けるとい状況にはなくなっており、定職のないフリーターや若年失業者・無業者も増加しているとのことである。現在の我が国がおかれている厳しい経済状況下に

あって、刑務所出所者という社会的負因のある者が社会において、それなりに安定した就職を実現するには、かなりの困難があるであろうことは容易に想像しうるところである。

刑務所内の処遇については、単に身柄を拘束するだけにとどまらず、社会復帰を見据えた処遇が必要であることは言うまでもなく、再犯防止の指導も含めた刑務所内での処遇の効果についても説明責任が問われるところである。今回の調査において、職業訓練修了者の再犯については、明確なデータを得ることはできなかった。

また、現在の一般的な就職難の状況の中において、刑務所の出所者という負因を負いながらも、多くの者が就労している状況を見れば、その効果は大きなものがあると思われる。

ただ、実際に刑務所の被収容者の中で職業訓練を受けられる者は、数パーセントに過ぎないという状況もあり、今後、職業訓練の効果について、詳細に調査、検討する必要がある。

このたびの、調査・研究に当たっては、対象者の帰住先を管轄する65の保護観察所（支部、駐在官事務所を含む。）に調査票を送付して調査協力を依頼し、業務繁忙中にもかかわらず貴重な示唆に富む意見・提言をいただいた。全部登載すべきところであるが紙幅の関係で一部割愛せざるをえなかったことを報告しご寛容を請う次第である。示唆に富む意見・提言を受けて、ここで今後の効果的な職業訓練を実施する上で考慮すべき事項について、あえて展望を試み付言するとすれば、職業訓練を通して高度な職業的知識及び技能を習得させるとともに、特に矯正施設の職業訓練受講生にあってはしっかりした職業観、仕事に対する心構え、就職への気構え等を培う職業意識を自覚させる教育の徹底が望まれる。加えて、矯正と保護は職業訓練修了者の社会復帰後の成行きの面においても情報と意

見を交換し、相互に協力して職業訓練のより一層の充実化に向けた方策が講じられることが望まれる。

最後に、本研究の実施に当たり、調査に御協力を賜った法務省矯正局及び保護局をはじめ、刑務所、保護観察所の各位に対して、心からの謝意を表します。

### 引用文献

- 藤原正・水野周・小島賢一・泉俊幸・新江正治 1993 少年院の長期処遇における適切な職業補導種目の選定と職業訓練修了者の成行に関する研究(その1) 中央研究所紀要 第3号 15-30
- 細木邦子・中野陽子・染田恵・横地環・岡田和也・吉田研一郎 2001 暴力団組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究 法務総合研究所研究部報告 第14号 61-125
- 小林良作 1987 行刑施設における職業訓練

—その現状と今日的課題— 刑政 第98巻 第5号 30-40

- 水上好久・松田淳・砂山千明・石田宗男・水野周・江口伸司 1994 行刑施設における職業訓練修了者の成行についての研究 中央研究所紀要 第4号 1-26
- 大森正 1994 受刑者職業訓練を取り巻く現状について 刑政 第105巻第8号 26-34
- 総務省統計局 2002 労働力調査

### 参考文献

- 法務省 1999 第102矯正統計年報 I
- 法務省 1999 第103矯正統計年報 II
- 法務省 1999 第40保護統計年報
- 法務省 2000 第41保護統計年報
- 水上好久・松田淳・久米康治・高橋博・江口伸司 1993 行刑施設における職業訓練修了者の成行き 中央研究所紀要 第3号 1-14

(資料1)

職業訓練修了者の成行き調査 (総合訓練施設用)

庁名

記入方法

- ① 平成11年度及び12年度に、貴庁での総合職業訓練(自庁訓練は除く)を修了した者について、年度及び訓練科目ごと別葉に記入してください。
- ② 当該訓練施設が元施設の場合、元施設の記入欄は当該施設に丸をつけてください。
- ③ 記入に迷う箇所があれば、財団法人矯正協会附属中央研究所研究第1部にお問い合わせください。
- ④ 「年齢」は訓練開始時の年齢としてください。

(問い合わせ電話：03-3319-6511)

平成 年度 科職業訓練修了者名簿

訓練期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

入所 度数	入所前の職業	出所後の希望職業	学歴	ふりがな 氏 名	生年月日 (S.O.O.○と記入 年齢)	元施設	元施設選送 年 月 日	当該職業訓練によって 取得した免許・資格
1					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	
2					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	
3					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	
4					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	
5					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	
6					S . . 才	刑務所 当施設	年 月 日	

(資料2)

整理番号

## 職業訓練修了者の成行き調査（元施設用）

### 記入方法

- ① 平成11年度及び12年度に総合職業訓練施設での職業訓練を修了した者が対象です。1枚目には対象者の氏名及び生年月日が記載されておりますので、取り扱いには十分に注意してください。なお、2ページ目には整理番号のみを付してあります。
- ② 記入に迷う箇所があれば、財団法人矯正協会附属中央研究所研究第1部にお問い合わせください。（問い合わせ電話：03-3319-6511）

庁名  刑務所

対象者 ふり がな 氏 名

（ふりがなに誤りがあれば、訂正してください。）

生年月日 昭和  年  月  日

問1 あてはまる方に○をつけてください

平成13年12月末日までに、仮釈放となっている ⇒ はい・いいえ

平成14年10月1日までに再入していない ⇒ はい・いいえ

上記二つの質問ともに『はい』に該当する場合のみ、2ページに進んでください（調査の対象は、仮釈放となっていて、再入していない者ということです。）。



整理番号

問	項 目	記入欄
2	罪名（矯正統計調査要領にしたがって記入してください。複数ある場合には主たるもの一つを選び、番号を記入してください） 1. 公務執行妨害      2. 逃走      3. 犯人隠匿・証拠隠滅 4. 騒乱      5. 放火      6. 住居侵入      7. 通貨偽造 8. 文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造 9. 偽証・虚偽告訴      10. わいせつ・わいせつ文書頒布等 11. 強制わいせつ・同致死傷      12. 強姦・同致死傷 13. 賭博・富くじ      14. 贈収賄      15. 殺人      16. 傷害 17. 傷害致死      18. 暴行      19. 業務上過失致死傷 20. 重過失致死傷      21. 脅迫      22. 略取・誘拐 23. 窃盗      24. 強盗      25. 強盗致死傷 26. 強盗強姦・同致死傷      27. 詐欺      28. 恐喝 29. 横領・背任      30. 盗品等関係      31. 決闘罪に関する件 32. 爆発物取締罰則      33. 暴力行為等処罰に関する法律 40. その他の刑法犯      51. 公職選挙法      52. 軽犯罪法 53. 銃砲刀剣類所持等取締法      54. 売春防止法 55. 児童福祉法      56. 麻薬及び向精神薬取締法 57. 覚せい剤取締法      58. 職業安定法      59. 道路交通法 60. 出入国管理及び難民認定法      70. その他の特別法犯	(          )
3	刑期	_____ 年 _____ 月
4	刑期終了日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5	入所度数（初入の場合は‘1’回と記入してください）	_____ 回
6	少年院歴の有無（当てはまるものに○を付けてください）	有・無・不詳
7	問6の少年院歴が有の場合に少年院における職業訓練実施の有無（当てはまるものに○を付けてください）	有・無・不詳
8	問5で入所度数が2以上の場合にこれまでの施設での職業訓練の有無（当てはまるものに○を付けてください）	有・無・不詳
9	問7及び問8の職業訓練実施が有の場合の当該職業訓練によって取得した免許・資格（取得免許・資格名を上段に記入してください。複数ある場合は全て記入してください。分からない場合は不詳に○を付けてください。）	不詳

整理番号

--

10	釈放時年齢	歳				
11	<p>最終学歴（矯正統計調査規程の「教育程度」欄の記入に従って、旧制の学歴を新制の学歴に置き換えて、番号を記入してください）</p> <p>1. 小学校未終了    2. 小学校卒業    3. 中学校未修了 4. 中学校卒業    5. 高等学校中退    6. 高等学校卒業 7. 大学中退    8. 大学卒業    9. その他 10. 不就学    11. 不明</p>	(            )				
12	<p>知能指数（テストの種類及びIQ（相当）値を記入してください。テストの種類がその他の場合は、下記のカッコ内に直接記入してください）</p> <p>1. CAPAS    2. 新田中B式    3. その他（</p>	種類				
		IQ （相当）値				
13	<p>入所前の職歴（矯正統計調査要領にしたがって記入してください。複数ある場合は主たるもの一つ選び、番号を記入してください）</p> <p>1. 専門的・技術的職業    2. 管理的職業    3. 事務従事者 4. 販売従事者    5. サービス従事者    6. 保安職業従事者 7. 農林・漁業作業員    8. 運輸・通信従事者 9. 技能工、採掘、製造、建設作業員及び労務作業員 10. 非合法的職業従事者    11. 半徒食状態（定職なく、日雇い等） 12. 無職    13. 不詳</p>	(            )				
14	<p>収容分類級（当てはまる番号すべてに○を付けてください。）</p> <p>1    A                    2    B 3    L                    4    I                    5    Y</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4    5</td> </tr> </table>	1	2	3	4    5
1	2					
3	4    5					
15	仮釈放年月日	平成    年    月    日				
16	仮釈放施設名（当該施設で仮釈放した場合には、当該施設に○を付け、移送等でその他の施設で仮釈放した場合には、施設名を記載してください。）	当該施設				
		施設名 _____				
17	帰住先（県・市区郡・町名を記載してください。番地等は必要ありません。）	_____ 県				
		_____ 市・区・郡				
		_____ 町				

18 帰住先保護観察所名 \_\_\_\_\_ 保護観察所

\*\*\* 以上です。ご協力ありがとうございました。\*\*\*

(資料3)

整理番号

**職業訓練修了者の成行き調査 (保護観察所用)**

本調査は、各行刑施設で行っている職業訓練の有効性やその問題点等を検討し、今後の施策に役立てる目的で企画されたものです。お忙しいところ恐縮ですが、よろしくご協力をお願い申し上げます。

調査に当たって

- ① 本調査は、平成11年度及び12年度に総合職業訓練施設での職業訓練を修了し、平成13年12月末日までに仮釈放となった者を対象としています。
- ② 1枚目には対象者の氏名及び生年月日が記載されておりますので、取り扱いには十分に注意してください。  
なお、2ページ目以降には整理番号のみを付してあります。
- ③ 本調査は、記録にある内容のみで回答いただくようお願いします。保護司・調査対象者、勤務先事業所等への照会は不要です。また、調査対象者の移送があった場合には、下の欄に移送先保護観察所名を記入してください。
- ④ 記入に迷う箇所があれば、附属中央研究所研究第一部・増田、工藤、浅野にお問い合わせください。(問い合わせ電話：03-3319-6511)

庁 名 \_\_\_\_\_ 保護観察所

対 象 者 氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

訓練種目 \_\_\_\_\_

取得資格 \_\_\_\_\_

移送先保護観察所名 \_\_\_\_\_

⇒ 2ページ目に進んでください

整理番号

☆ 以下の質問については、調査日を平成14年10月1日として記入してください。

ただし、次の3項目については、調査日が異なりますので、ご注意ください。

- ① すでに保護観察期間が終結している場合は、終結日を調査日としてください。
- ② 所在不明中の場合には対象者の状況を把握していた最終日を最終日としてください。
- ③ 仮出獄取消し・身柄拘束中の場合は身柄拘束直前の日を調査日としてください。

対象者の調査日を記入してください。

調査日 平成14年 月 日

☆ 1か月未満の稼働については就職とは見なさないでください。

質問1 対象者の平成14年10月1日時点の身分についてあてはまるものに○をつけてください。

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| 1 現に保護観察中（4，5を除く） | 5 身柄拘束中  |
| 2 期間満了及び不定期刑終了    | 6 死亡     |
| 3 仮出獄取消し          | 7 その他（ ） |
| 4 所在不明中           |          |

**引き続き3ページ目の質問2に進んでください**

整理番号

質問2 調査日の就職の状況について、あてはまる番号に○をつけ、( )内の職名及び在職期間を記載してください。

※調査日に有職である者について

- 1 仮釈放後、最初についた職業（初職）（職名：\_\_\_\_\_）を継続している
- 2 初職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）転職し、2回目の職業（再職）（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を継続している
- 3 初職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）、再職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を転職し、3回目の職業（三職）（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を継続している

※調査日に無職である者について

- 4 調査日まで一度も就職していない
- 5 仮釈放後、最初についた職業（初職）（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を退職後、無職である
- 6 初職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）、2回目の職業（再職）（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を退職後、無職である
- 7 初職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）、再職（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）、3回目の職業（三職）（職名：\_\_\_\_\_, 在職期間\_\_年\_\_月）を退職後、無職である

☆ 上記 質問2で『4 一度も就職していない』に該当する場合、質問19（9ページ）に進んでください。

整理番号

質問3 初職の斡旋者について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。その他の場合は、カッコ内に直接記入してください。

- |            |         |           |
|------------|---------|-----------|
| 1 親族       | 4 協力雇用主 | 7 保護司     |
| 2 知人       | 5 職業安定所 | 8 その他 ( ) |
| 3 以前の職場に復帰 | 6 求人広告  | 9 不詳      |

質問4 仮釈放後、初職までの期間について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 0.5ヶ月以内 | 4 3月以内   |
| 2 1月以内    | 5 3月を超える |
| 3 2月以内    | 6 不明     |

質問5 初職をすでに退職している場合、その理由としてあてはまる番号ひとつに○をつけてください。複数の理由が考えられる場合にも主たるものひとつに○をつけてください。

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 会社の都合    | 9 人間関係の不調  |
| 2 再犯等による解雇 | 10 体調不良    |
| 3 怠休等による解雇 | 11 病気・怪我   |
| 4 技能不足     | 12 通勤困難    |
| 5 興味・関心なし  | 13 契約期間満了  |
| 6 給与に不満    | 14 所在不明    |
| 7 労働時間に不満  | 15 その他 ( ) |
| 8 転職のため    | 16 不明      |

整理番号

質問6 本調査票1ページ目に記載してある対象者の受講した訓練種目及び取得資格と初職の間には、どの程度関連がありますか。本調査票の最後に添付してある「訓練・資格種目と職種リスト」を参考の上、あてはまると思われる番号ひとつに○をつけてください。リストはあくまで参考ですので、リストに記載されていない職種であっても、関連があると思われる場合には、その程度により「関連あり」か「やや関連あり」に○をつけてください。

- 1 関連あり（概ね、訓練種目と職種が一致している場合）
- 2 やや関連あり（取得資格と職種が関連のある場合や、業務の一部が訓練種目や取得資格と関連がある場合）
- 3 関連なし
- 4 判定不能

質問7 初職の収入（月収）はおよそどの程度でしたか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- 1 10万円以下
- 2 15万円以下
- 3 20万円以下
- 4 25万円以下
- 5 30万円以下
- 6 30万円を超える
- 7 不詳

☆ 初職を調査日まで継続している場合、もしくは、初職退職後、不就職である場合は、質問13（7ページ）に進んでください。

整理番号

質問8 初職退職後、再就職した場合のみ回答してください。

再職の斡旋者について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。その他の場合は、カッコ内に直接記入してください。

- |            |         |                             |
|------------|---------|-----------------------------|
| 1 親族       | 4 協力雇用主 | 7 保護司                       |
| 2 知人       | 5 職業安定所 | 8 その他（                    ） |
| 3 以前の職場に復帰 | 6 求人広告  | 9 不詳                        |

質問9 初職退職後、再職までの期間について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 0.5ヶ月以内 | 4 3月以内   |
| 2 1月以内    | 5 3月を超える |
| 3 2月以内    | 6 不明     |

質問10 再職をすでに退職している場合、その理由としてあてはまる番号ひとつに○をつけてください。複数の理由が考えられる場合にも主たるものひとつに○をつけてください。

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| 1 会社の都合    | 9 人間関係の不調                    |
| 2 再犯等による解雇 | 10 体調不良                      |
| 3 怠休等による解雇 | 11 病気・怪我                     |
| 4 技能不足     | 12 通勤困難                      |
| 5 興味・関心なし  | 13 契約期間満了                    |
| 6 給与に不満    | 14 所在不明                      |
| 7 労働時間に不満  | 15 その他（                    ） |
| 8 転職のため    | 16 不明                        |



整理番号

質問11 職業訓練種目と再職の間には、どの程度関連がありますか。質問6と同じ要領で、あてはまる番号に○をつけてください。

- |          |        |
|----------|--------|
| 1 関連あり   | 3 関連なし |
| 2 やや関連あり | 4 判定不能 |

質問12 再職の収入（月収）はおよそどの程度でしたか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

- |          |            |
|----------|------------|
| 1 10万円以下 | 4 25万円以下   |
| 2 15万円以下 | 5 30万円以下   |
| 3 20万円以下 | 6 30万円を超える |
|          | 7 不詳       |

☆ 以下の質問項目については、調査日現在の就職・不就職に関わらず、就職したことがある場合に、最初に突いた職業（初職）についてお答えください。

質問13 仮釈放時点で、職業訓練修了種目と関連する職種への就職を希望していましたか。あてはまるものに○をつけてください。

希望していた ・ 希望していなかった ・ 不詳

質問14 仮釈放時点の希望どおりに就職できたと思えますか。あてはまるものに○をつけてください。

希望どおりの就職 ・ 希望どおりではなかった ・ 不詳



整理番号

質問18 質問15で「2. 告知せず」あるいは「3. 不詳」と答えた方で、就職後に職業訓練を修了していたことが有利であったと思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。

- |            |      |
|------------|------|
| 1 とても有利だった | 4 不明 |
| 2 やや有利だった  |      |
| 3 全く関係なし   |      |

☆ 調査日現在、不就職の場合のみ回答してください。

質問19 就職していない理由について、あてはまる番号ひとつに○をつけてください。その他の場合は、カッコ内に直接記入してください。複数の理由が考えられる場合にも主たるものひとつに○をつけてください。

- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 1 身体上の理由（病気・怪我） | 6 再犯による                       |
| 2 家庭の事情         | 7 正業に就く意思がない                  |
| 3 希望職種の求人がない    | 8 理由不明                        |
| 4 働く必要がない       | 9 その他（                      ） |
| 5 通勤可能な職場がない    |                               |

整理番号

質問20 このケースを踏まえて、今後の効果的な職業訓練を実施する上で、考慮すべき事項、問題点等につき、お気づきの点があれば御教授ください（特に今後必要と思われる職業訓練種目及び免許・資格等についても記載していただければ幸いです）。

**\*\* 以上です。御協力に心より感謝いたします。 \*\***

## 訓練・資格種目と職種リスト

訓練種目	資格免許	職種（関連あり）	職種（やや関連あり）
溶接	溶接技能士	溶接工・鍛冶とび	機械工・解体工
ボイラー	ボイラー技師・危険物取扱者	ボイラー技師	ガソリンスタンド
機械	溶接技能士	機械工・旋盤工・プレス工	溶接工・組立工・鍛冶とび・解体工
情報処理	基本情報処理技術者・システムアドミニストレーター	情報処理技術者	事務員
電気工事	電気工事士	電気工	
左官	左官技能士補	左官工	
自動車整備	自動車整備士・危険物取扱者	自動車整備	ガソリンスタンド・自動車販売
建築	建築大工技能検定・建築大工技能士補	建築工・足場工・型枠工	とび
建築塗装	建築大工技能検定・建築大工技能士補	塗装工・足場工	とび
木材工芸	木材工芸技能士補	建具師・家具工・工芸職人	
クリーニング	クリーニング士	クリーニング師	
木工	木工技能士補	建具師・家具工	工芸職人
数値制御機械	数値制御機械技能士補	機械工・旋盤工	
理容	理容師	理容師	
製版印刷		印刷工・製版工・印刷工	
畳		畳工	
造園		造園工・庭士	園芸工・土工
表具		表具士	塗装工
総合営繕	電気工事士	電気工・左官工	
無線通信	無線通信士	海技士（通信）	
船舶職員	海技従事者	海技士（航海）	
金属造形	溶接技能士	溶接工・機械工・プレス工・鍛冶とび	組立工・解体工
塗装	塗装技能士補	塗装工	